二　第二条の算式の分母の額のうち当該特定連結子法人等に関連するものの額（当該特定連結子法人等の同条の算式の分母の額に相当する額に関連するものの額をいう。）に四パーセントを乗じて得た額

2　前条第二項第二号に掲げる自己保有普通出資等の額は、信用金庫若しくは信用金庫連合会又は連結子法人等が当該信用金庫若しくは信用金庫連合会又は連結子法人等の普通出資等（普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）をいい、処分未済持分（法第二十一条第一項ただし書の規定に基づき取得した持分をいう。第十四条第一項、第二十五条第四項第一号及び第三十七条第一項第一号において同じ。）又は自己優先出資に該当するものを除く。）を保有している場合（法人等（令第十一条の二第二項に規定する法人等をいう。以下同じ。）であって、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない者（以下この条において「連結範囲外の法人等」という。）に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該普通出資等（次項及び第八条第二項第五号において「自己保有普通出資等」という。）の額とする。

3　前項に定める額を算出する場合において、信用金庫若しくは信用金庫連合会又は連結子法人等が自己保有普通出資等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、当該自己保有普通出資等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

4　前条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額は、信用金庫若しくは信用金庫連合会又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であって連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（以下この章において「他の金融機関等」という。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（第二十五条第六項第一号に規定する対象資本調達手段をいう。以下この条及び第八条第二項第五号において同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該信用金庫若しくは信用金庫連合会又は連結子法人等の普通出資又は非累積的永久優先出資を保有していると認められる場合（信用金庫若しくは信用金庫連合会若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（信用金庫又は連結子法人等が保有している信用金庫連合会の対象資本調達手段を除く。）の額とする。

5　前条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の対象普通出資等の額は、少数出資金融機関等（信用金庫又は信用金庫連合会及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。第九項において同じ。）の対象普通出資等（対象資本調達手段のうち、普通出資又は非累積的永久優先出資に相当するもの（第二十五条第六項第一号に規定するみなし普通出資を含む。）をいう。以下この条及び第八条第二項第五号において同じ。）を信用金庫若しくは信用金庫連合会又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該信用金庫若しくは信用金庫連合会又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項の場合を除く。）における当該対象普通出資等（信用金庫又は連結子法人等が保有している信用金庫連合会の対象普通出資等を除く。）の額の合計額から少数出資に係る十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

6　前条第二項第五号に掲げる信用金庫連合会の対象普通出資等の額は、信用金庫連合会の対象普通出資等を信用金庫又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該信用金庫又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該対象普通出資等の額の合計額から連合会向け出資に係る二十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に二十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

7　前条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　その他金融機関等（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）の対象普通出資等を信用金庫若しくは信用金庫連合会又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該信用金庫若しくは信用金庫連合会又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第四項の場合を除く。）における当該対象普通出資等の額から特定項目に係る十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第五号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ　当該信用金庫又は信用金庫連合会及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等

ロ　連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない金融子会社（イに掲げる者を除く。）

ハ　当該信用金庫又は信用金庫連合会がそれぞれ法第五十四条の二十一第一項第一号若しくは第三号又は法第五十四条の二十三第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社（法第五十四条の二十一第一項第一号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むものを除く。以下この号及び第二十五条第八項第一号ハにおいて「金融業務を営む会社」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等であって、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（イ及びロに掲げる者を除く。）

ニ　当該信用金庫又は信用金庫連合会が金融業務を営む会社を関連法人等としている場合における当該関連法人等（第七条、第二十五条第八項第一号ニ及び第二十六条において「金融業務を営む関連法人等」という。）（イに掲げる者を除く。）

二　モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三　繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

8　前条第二項第七号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等の対象普通出資等、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から前条第二項第六号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準超過額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項